

新型コロナウイルス感染症患者（12例目）の退院について

令和2年4月7日（火）に第1報で公表した、本市12例目の新型コロナウイルス感染症患者在退院基準を満たしたため、感染症指定医療機関を退院した。

1 経過等

4月7日（火）	10時	入院
4月14日（火）	9時	検体を採取 PCR検査で陽性
4月16日（木）	9時	検体を採取 PCR検査で陽性
4月18日（土）	9時	検体を採取 PCR検査で陰性を確認（1回目）
4月19日（日）	9時	検体を採取 PCR検査で陰性を確認（2回目）
	17時	新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たし退院

2 今後の対応等

退院基準を満たした後であっても、その後に再度新型コロナウイルスPCR検査で陽性となる方が確認されるという事例があったことから、当該患者に対し、退院後の健康管理に留意するよう資料を渡すとともに、医療機関の診療を受けたいと考える事情が生じた場合は、必ず保健センターの相談窓口へ連絡を取るよう要請した。

【参考】国が定めた退院の基準（令和2年4月2日改正）

患者及び無症状病原体保有者の退院基準



軽快後、24時間後にPCR検査を実施。陰転化が確認されたら、前回検体採取後24時間以後に再度採取を行い、二回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

◆報道に当たってのお願い◆

報道機関各位におかれましては、感染症法の趣旨に基づき、施設や対象者が特定されないことがないように、格段の御配慮をお願いします。